

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	二五
福島県事務委任規則の一部を改正する規則	二五
告示	二五
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	二五
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	二六
土地改良区の定款の変更を認可した件七件	二六
道路の区域を変更する件	二六
道路の供用を開始する件	二六
宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を解除する件	二六
公告	二六
随意契約の相手方を決定した件	二六
正誤	二六
平成二十六年三月二十五日付け号外第十号中	二六

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十一号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号(29)中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

告 示

福島県告示第三百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年五月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 変更しようとする事項
（変更前）午後九時
（変更後）午後九時四十五分
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前六時三十分から午後九時三十分まで
（変更後）午前六時三十分から午後十時まで
- 三 変更しようとする年月日
平成二十六年六月一日
- 四 届出年月日
平成二十六年五月二十日
- 五 届出をした者
有限会社ケーディーエス

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年五月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十六年六月一日

四 届出年月日

平成二十六年五月二十日

五 届出をした者

三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

南相馬市小高区浦尻字町九番地の二

双葉郡浪江町大字請戸字北久保六十七番地

同 大字請戸字角畑五十七番地二

2 加入区の名称

請戸加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年五月三十日から平成二十六年六月十三日まで

2 縦覧の場所

相馬市岩子字坂脇八十四番地七 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から平成二十六年四月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十六年四月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から平成二十六年四月八日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、只見町土地改良区から平成二十六年四月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から平成二十六年四月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成二十六年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平
（農村計画課）

福島県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、磐梯西部土地改良区から平成二十六年四月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十日認可した。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平
（農村計画課）

福島県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字 観音前一番七地先から 同 市保原町上保原字 観音前四番一六地先ま で	変更前	一〇・八	八一・〇
		変更後	一一・五	八一・〇

（道路計画課）

福島県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

建設事務所で平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字梁取字城下四 番一地从先から 同 郡同 町大字梁取字森戸二 五番二地先まで	平成二十六年五月三〇日

（道路計画課）

福島県告示第百四十九号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第四百三三号）を次のとおり解除する。

平成二十六年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

区 域 名	区 域	区域の範囲
緑ヶ岡団地	岩瀬郡鏡石町岡ノ内	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県中建設事務所建築住宅課及び鏡石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（建築指導課）

公 告

公告第166号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム運用・保守業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年 5月30日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,744,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（職員業務課）

一	○平成二十六年三月二十五日付け号外第十号中	ページ	正 誤
下		段	
ら 八	後 ろ か	行	
規則		正	
条例		誤	